

青森県指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所指定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害児入所施設（法第24条の2第1項に規定する指定をいう。）及び指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の3第1項に規定する指定をいう。）の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第2条 法第24条の9第1項及び法第21条の5の15第1項の規定による申請は、様式第1号による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設の指定を受けた者及び法第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業所の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の見やすい場所に標示するものとする。

3 法第24条の13第1項及び法第21条の5の20第1項の規定による申請は、様式第1-3号による指定変更申請書により行うものとする。

4 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び障害児入所施設に係る第1項及び第3項による申請は、申請の前に様式第1-1号による事前協議を行うものとする。

(指定の更新)

第3条 法24条の10第1項及び法21条の5の16第1項の規定による更新の申請は、様式第1-2号による指定更新申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第24条の13第3項の規定による届出は、施行規則第25条の22に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式第2号の変更届出書により行うものとする。

2 法第21条の5の20第3項の規定による届出は、施行規則第18条の35に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式第2号の変更届出書により、休止した当該指定通所支援事業所の再開に係るもの及び同条第4項の規定による届出は、様式第3号の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

3 法第24条の14の規定による届出は、様式第4号の指定辞退届出書により行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第5条 知事は、法第24条の9第1項及び法第21条の5の15第1項の規定による指定、法第24条の10第1項及び法第21条の5の16第1項の規定による指定の更新、法第24条の13第3項及び法第21条の5の20第3項の規定による届出の受理、法第24条の17及び法第21条の5の24第1項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の設置者に係る次に掲げる事項を通知することができる。

- (1) 当該指定等に係る指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の名称及び所在地
- (2) 当該指定等を行った年月日
- (3) 当該指定等に係る指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の運営規

程

- (4) 当該指定等に係る指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の指定事業所番号
- 2 前項に規定するもののほか、知事は、法第24条の17及び法第21条の5の24第1項の規定による指定の取消し又は法第24条の14の規定による指定の辞退の届出の受理をしたときは、指定等に係る事務を行う他の都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は中核市（地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。）に対し、当該施設又は事業者の代表者及びその役員等（法第21条の5の15第2項第8号に規定する役員等をいう。）の氏名、生年月日及び住所を通知することができる。
- 3 知事は、第1項の通知に係る事務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

- 第6条 知事は、法第24条の18及び法第21条の5の25の規定に基づき、次に掲げる事項を公示するものとする。
- (1) 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の指定をしたとき。
- (2) 指定障害児通所支援事業所の廃止の届出があったとき。
- (3) 指定障害児入所施設の指定の辞退があったとき。
- (4) 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の指定を取り消したとき。

（実施細目）

- 第7条 この要領に規定するもののほか、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（施行のために必要な準備）

- 第8条 知事は、この要領の施行日前においても、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則（平成21年3月23日付青障第2570号一部改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月27日付青障第12436号一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成24年7月30日付青障第11541号一部改正）

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附則（平成30年3月15日付青障第1516号一部改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和3年1月7日付青障第1183号一部改正）

この要領は、令和3年1月7日から施行する。